

東信支部発足総会

と き 令和8年5月14日（木） 午後4時00分

ところ 上田市大手 SALO

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会

東 信 支 部

倫 理 綱 領

我々会員は、不動産の重要性と専門家としての社会的使命を強く自覚し、ここに倫理綱領を制定し、その実践を通して、国民の信頼にこたえることを誓うものである。

1. 我々会員は、国民の貴重な財産を託された者としての誇りと責任をもって社会に貢献する。
2. 我々会員は、依頼者と地域社会の信頼にこたえるよう常に人格と専門的知識の向上に努める。
3. 我々会員は、諸法令を守り、公正な取引の実現に努める。
4. 我々会員は、依頼者のために、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。
5. 我々会員は、業界発展のため、業者間の相互信頼に基づく親密な協力によって業界秩序の確立と組織の団結に努める。

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会

公益社団法人

長野県宅地建物取引業協会 東信支部 発足総会

次 第

開 会 午後4時

司 会 _____

一. 開 会 の 辞

一. 支 部 長 挨拶

一. 倫理綱領唱和

一. 議 長 選 出 議 長 _____

各種委員の指名

(1) 議事録署名人 _____

(2) 議事録作成者 _____

事 務 局

一. 資格審査報告

一. 議 事

【報告事項】

支部規約・施行細則について

【決議事項】

第1号議案 新理事承認の件

【報告事項】

報告事項1 令和8年度事業計画について

報告事項2 令和8年度予算について

一. 閉 会 の 辞

閉 会

発 足 総 会 議 案

【報告事項】

支部規約・施行細則について・・・・・・・・・・ 3

【決議事項】

第1号議案 新理事承認の件・・・・・・・・ 12

【報告事項】

報告事項1 令和8年度事業計画について・・・・・・・・ 13

報告事項2 令和8年度予算について・・・・・・・・ 14

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会東信支部

【報告事項】

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会東信支部 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、定款第2条2項に基づき設置し、定款施行細則第26条により、公益社団法人長野県宅地建物取引業協会 東信 支部という。

(事務所)

第2条 この支部の事務所を佐久市跡部169番地3に置く。
また、東信支部上田会館を上田市大手2丁目10番13号に置く。

(目的)

第3条 この支部は、定款第3条の目的を達成するために、本部と連携協力し、支部会員相互の緊密な結合と自律のもとに宅地建物取引業者としての高潔なる品位の保持に努めるとともに、宅地建物取引業の適正な運営の確保及び健全な発達を図り、宅地建物の取引の公正確保と流通の円滑化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を本部と連携協力して推進する。

- (1)宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営
- (2)宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令等及びこれらの実務の普及啓発及び研究に関する事業
- (3)宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産流通情報システムに関する事業
- (4)宅地建物取引業に関わる宅地建物取引業法その他関係法令の法令遵守指導及び連絡及び専門的知識能力向上の教育研修
- (5)宅地建物取引業に関する情報提供と調査研究
- (6)地域社会の健全な発展への協力、国及び地方公共団体並びに関係諸団体との連携協力
- (7)支部会員とその従業者の業務支援及び福利厚生
- (8)本部が決定した事項の推進、本部との連絡及び報告
- (9)その他この支部の目的を達成するために必要な事業

(支部の構成)

第5条 この支部は、支部会員をもって構成する。

2 支部会員とは、定款施行細則第26条に定めるこの支部の管轄区域内に事務所を有する会員をいう。

第2章 支 部 総 会

(構成)

第6条 支部総会は、支部会員をもって構成する。

(支部総会の議決事項等)

第7条 支部総会は、この規則に別に定めるもののほか次の事項について協議・決議する。

- (1)本部の総会に提出する支部の事業報告、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、附属明細書について報告する。
- (2)支部理事及び支部監事の選任又は解任について決議する。

(3)その他支部の運営上重要な事項について決議する。

(支部総会の開催)

第8条 支部総会は、支部定時総会として毎事業年度終了後2カ月以内、本部の総会前に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(支部総会の招集)

第9条 支部総会は、支部理事会の決議に基づき支部長が招集する。

2 支部総会を招集するには、支部長は、支部総会の日1週間前までに、支部会員に対して、総会の日時及び場所、総会の目的である事項等を記載した通知を発しなければならない。

(議長)

第10条 支部総会の議長は、当該支部総会において出席した支部会員の中から選出する。

(議決権及び議決権の代理行使)

第11条 支部総会における議決権は、支部会員1名につき1個とする。

2 支部会員は、他の支部会員を代理人として、委任状をその他の代理権を証明する書面を提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において次条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第12条 支部総会の決議は、総支部会員の議決権の過半数を有する支部会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第13条 支部総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)支部総会が開催された日時及び場所

(2)支部会員及び支部役員の現在数

(3)支部総会に出席した支部会員の数、支部役員の数、表決委任者の数

(4)議長の氏名

(5)議事録署名人の選任に関する事項

(6)支部総会の議事の経過の要領及び議案別の議決結果

(7)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録には議長及び支部総会において選任された議事録署名人2名が署名する。

第3章 支部役員

(支部役員の設置)

第14条 この支部に次の役員を置く。

(1)支部理事 ただし、理事数は支部規則施行細則に定める。

(2)支部監事 若干名

2 支部理事のうち1名を支部長とし、若干名を副支部長とする。ただし、必要に応じてその他の役職を置くことができる。

(支部役員の選任)

第15条 支部理事及び支部監事は、別に定める支部理事・支部監事選出に関する内規に基づき、支部総会の決議によって支部会員の中から選任する。

2 支部長、副支部長、その他の役職は、支部理事会の決議によって支部理事の中から選定する。

3 支部監事は、本部の理事、支部理事、本部の委員、支部の委員を兼ねることができない。
(支部役員補選)

第16条 支部役員に欠員を生じたときは、前条の規定にかかわらず、支部理事会の決議により補欠の支部役員を選任することができる。但し、この場合次の支部総会に報告するものとする。

(支部理事の職務及び権限)

第17条 支部理事は、支部理事会を構成し、この規則で定めるところにより、職務を執行する。

2 支部長は、この規則で定めるところにより、この支部を代表し、その業務を執行する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、あらかじめ支部長の定めた順位により、その職務を代行する。

(支部監事の職務及び権限)

第18条 支部監事は、本部の監事を補佐し、支部理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 支部監事は、監査の結果を支部理事会及び本部の監事に報告しなければならない。

3 支部監事は、支部理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(支部役員任期)

第19条 支部理事又は支部監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された支部理事又は支部監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 支部理事又は支部監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお支部理事又は支部監事としての権利義務を有する。

4 支部理事又は支部監事については、再任を妨げない。

(本部の理事候補者の推薦)

第20条 この支部は、支部理事の中から、支部理事会の承認を得て、定款第22条及び同施行細則第11条の規定により本部に理事候補者を推薦する。

(支部顧問、支部相談役)

第21条 この支部に支部顧問及び相談役を置くことができる。

2 支部顧問及び支部相談役は、支部理事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 支部顧問及び支部相談役は会議に出席し、意見をのべることができる。

4 支部顧問及び支部相談役の任期は、これを委嘱した支部長の任期とする。

(支部役員退任)

第22条 支部役員は、次の各号の一に該当した場合は退任する。

(1)支部の名誉を毀損し、その他支部役員としてふさわしくない行為があったため支部総会において解任の決議があったとき。

(2)任期を満了したとき。

(3)辞任の申出をし、支部理事会の承認を得たとき。

(4)死亡したとき。

(5)支部会員の資格を喪失したとき。

(6)法人の宅地建物取引業者の代表者として選任された支部役員が当該法人の代表者としての

地位を失ったとき。

第4章 支部理事会

(構成)

第23条 この支部に支部理事会を置く。

2 支部理事会は、すべての支部理事をもって構成する。

(支部理事会の議決事項等)

第24条 支部理事会は、この規定に別に定めるもののほか次の事項を審議・議決する。

- (1)本部の理事会に提出する支部の事業計画案及び収支予算案について審議する。
- (2)本部の総会に提出する支部の事業報告、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、附属明細書について審議する。
- (3)本部の総会及び支部総会において議決した事項の執行に関する事項
- (4)本部の総会及び支部総会の議決により委任された事項
- (5)支部の財産の管理に関する事項
- (6)本部に推薦する理事候補者の選出
- (7)支部長、副支部長、その他の役職
- (8)本部より付託された事項
- (9)支部総会の日時及び場所、支部総会に付議する議案の審議決定に関する事項、その他支部総会の招集に必要な事項
- (10)補欠の支部役員を選任
- (11)支部規則、支部規則施行細則及び内規の改廃
- (12)その他支部の業務運営上必要な事項

(召集)

第25条 支部理事会は、支部長が召集する。

2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故あるときは、副支部長が支部理事会を召集する。

3 支部長は、緊急を要する事項及び、想定外の事態が発生した場合、支部理事会の書面又は電磁による賛否を求め、支部理事会の議決に代える事ができる。

(議長)

第26条 支部理事会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長の指名した者を議長にすることができる。

2 支部長が欠けたとき又は支部長に事故あるときは、副支部長が支部理事会の議長となる。

(議事)

第27条 支部理事会の決議は、支部理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 支部理事は、他の支部理事を代理人として、委任状その他の代理権を証明する書面を支部長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において前項の規定の適用については、支部理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 支部理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)支部理事会が開催された日時及び場所
- (2)支部理事及び支部監事の現在数

- (3)支部理事会に出席した支部理事及び支部監事の数
 - (4)議長の氏名
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
 - (6)支部理事会の議事の経過の要領及び議案別の議決の結果
 - (7)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には議長及び支部理事会において選任された議事録署名人2名が署名する。

第5章 委員会

(業務組織及び専門委員会)

- 第29条 この支部は、第4条定める事業を遂行するため、支部理事会の議決により必要な業務組織を設けることができる。また専門委員会を設け、特に必要と認めたときは特別委員会及び部会を設置することができる。
- 2 前項の組織、運営等に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第30条 この支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の充当)

- 第31条 支部の経費は、入会金交付金、その他本部交付金、助成金、その他の収入により充当する。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この支部の事業計画書案、収支予算書案については、毎事業年度の開始前の1月から2月の間に、支部長が作成し、支部理事会の審議を経なければならない。
- 2 前項の審議を経た事業計画書案、収支予算書案については、本部の3月理事会に提出し、承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が次の書類を作成し、支部監事の監査を受けたうえで、支部理事会の審議を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)貸借対照表
- (3)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4)附属明細書

- 2 前項の審議を経た書類については、支部の定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については協議を経て、本部に提出しなければならない。

(資産の管理)

- 第34条 この支部の資産は、支部理事会の定める方法に従って支部長が管理する。

(備付並びに保存帳簿及び書類)

- 第35条 支部事務局には次に掲げる帳簿及び書類を、紙もしくは電磁的記録媒体にて備え置くものとする。

- (1)支部規約
- (2)支部会員名簿

- (3)前年度及び現年度の支部の収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (4)前年度の支部の事業報告書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、附属明細書
 - (5)前年度の支部監査報告書(写)
 - (6)現年度の支部の事業計画書、収支予算書
 - (7)前年度及び現年度の支部総会及び支部理事会その他会議の議事録
- 2 この支部の帳簿及び書類の保存期間に関する事項は本部の規定に準ずる。

第7章 事 務 局

(事務局)

第37条 この支部の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を若干名置くとともに、この章の規定については本部の規定に準ずる。

第8章 支 部 内 編 成

(地区の編成)

第38条 この支部の管轄区域が複数の行政区からなる場合には、行政区域を最小単位とする地区を設置することができ、その中にブロックを設置することができる。

- 2 地区に関する事項は支部理事会が別に定める。

第9章 雑 則

(報告事項)

第39条 支部長は、この規則に定めるもののほか次の各号の一に該当する事項があったときは、ただちに本部へ報告しなければならない。

- (1)支部会員の増減(毎月末日現在)
 - (2)支部役員の変更
 - (3)支部の事業計画及び収支予算
 - (4)支部事業報告及び貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、附属明細書
 - (5)諸規定の制定及び変更
 - (6)支部総会の開催日
 - (7)その他の重要事項
- (規約の改正)

第40条 本部の理事会において標準支部規約が改正されたときは、支部理事会において、これに準じ支部規約を改正しなければならない。ただし、この場合、直近の支部総会に報告するものとする。

(定款の準用等)

第41条 この規約に定めのない事項については、定款及び定款施行細則、支部規約施行細則に準ずるものとし、また業務執行上必要な細部の事項については、支部理事会の議決を経て別に施行細則等で定める。

附 則

令和8年 4 月 1 日改正施行

令和8年 5 月 1 4 日支部総会にて報告

東信支部規約施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人長野県建物取引業協会東信支部規約(以下「規約」という。)第41条の規定により、規約の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会審査)

第2条 入会審査について必要な事項は、支部長が理事会の決議を経て別に定める。

(入会金及び会費の納入方法)

第3条 新規入会者の入会金及び会費は、支部が徴収し本会へ納入するものとする。

- 2 年度途中に於いて入会する者は、その入会月分より当年度末日分までを納入しなければならない。

(役員の設定)

第4条 この支部に、次の役員を置く。

(1)理事 15名以上20名以内

(2)監事 2名

- 2 理事のうち支部長1名、副支部長4名以内、及び総務財政理事2名以内とする。

また副支部長が総務財政理事を兼任することもできるとする。

- 3 支部に顧問、参与、相談役及び幹事を若干名置くことができる。

(役員を選任)

第5条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 支部長及び副支部長その他役職は、理事会の互選により選任する。

- 3 本会の理事候補者は、支部理事のうちから支部長が選任する。

- 4 顧問、参与、相談役及び幹事は、理事会の推薦により支部長が委嘱する。

(専門委員会)

第6条 この支部は、規約第4条の事業を達成するため、次の専門委員会を設置し、それぞれの業務を分担する。

(1)総務財政委員会

(2)広報啓発委員会

(3)綱紀研修委員会

(4)情報提供委員会

(5)審査委員会

(専門委員会の所轄事項)

第7条 専門委員会の所轄事項は、定款施行細則第22条の規定に準ずるものとする。

ただし、財政に関しては、総務財政理事が所轄する。

(専門委員会及び特別委員会の組織及び運営)

第8条 専門委員会の組織及び運営については、次のとおり定める。

- (1) 専門委員会は、県理事1名以上、理事及び委員若干名をもって組織する。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出し、支部長が委嘱する。
- (3) 委員は、会員の中から、理事会において選出し、支部長が委嘱する。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括し、会議の議長となる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (6) 委員会は、委員長が必要と認めたととき、支部長の承認を経て、随時招集する。
- (7) 委員会は、2分の1以上の委員の出席により開催する。
- (8) 委員は、他の委員会の委員を兼ねることはできない。但し、支部長の認める場合は、この限りではない。

(特別委員会)

第9条 支部長は、必要に応じて理事会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、付託された事項の終了をもって自動的に解散する。
- 3 特別委員会の組織及び運営は、前条の規定を準用する。

(委員会と執行機関との関係)

第10条 委員会は、その決定事項を支部長に報告し、その執行については支部長が決定する。

- 2 支部長は、前項の執行に関し、理事会の審議を必要と認めたとときは、理事会に付議しなければならない。

(慶弔見舞金等)

第11条 弔慰・見舞金等は、次によるものとする。

- (1) 死亡 協会員 10,000円
- (2) 会員の慶事等が生じた場合は、祝金等を送るものとする。
但し、支部長宛の招待があったものに限る。
- (3) 前号の他で必要な場合は、その都度支部長が決定する。

(旅 費)

第12条 旅費は、支部長の命により、会務により出張する者に対し、支給できるものとする。

第13条 旅費は、経済的かつ合理的な順路によって計算するものとする。

第14条 出張者は、出張から帰着した後すみやかに別紙により支部長に請求するものとする。

第15条 旅費は、次により算出し、支給する。

本会定款旅費規程 別表第1の規定に順じ、支部長が認めたもの

但し、金額については支部で定めたものとする

第16条 次の場合は原則として旅費を支給しない。但し支部長の承認を得たものは、この限りではない。

- (1) 総会、又は大会の出席

(2) 研修会、講習会、研修旅行

(細則の変更)

第 17 条 この施行細則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(規定外事項)

第 18 条 この施行細則に定めていない事項は、理事会の決議によりおこなうものとする。

附 則

この施行細則は、令和8年4月1日施行する

令和8年5月14日支部総会にて報告

【第1号議案】

新理事承認の件

東信支部規約第15条、19条及び支部規約施行細則第4条に基づき役員を選出願います。

(参考)

規 約・施行細則（抜粋）

(支部役員を選任)

第15条 支部理事及び支部監事は、支部総会の決議によって支部会員の中から選任する。

2 支部長、副支部長、その他の役職は、支部理事会の決議によって支部理事の中から選定する。

3 支部監事は、本部の理事、支部理事、本部の委員、支部の委員を兼ねることができない。

(役員任期)

第19条 支部理事又は支部監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

〈2項以下略〉

(役員設置)

第4条 この支部に、つぎの役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち支部長1名、副支部長4名以内、及び総務財政理事2名以内とする。

また副支部長が総務財政理事を兼任することもできるとする。

〈3項略〉

第15条に基づく理事及び監事候補者は、別紙のとおりである。

東信支部規約第15条により選出された新役員氏名

役職名	氏名	商号又は名称
支部長		
副支部長		

【報告事項1】

令和8年度 東信支部事業計画

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

1. 会員の資質向上を目的に、法令改正や実務に関する研修会を開催する。
2. 行政機関との連携強化を図るため、行政懇談会を実施する。
3. 違反防止指導や悪質・無免許業者の排除に向けた活動を行う。
4. 空き家バンクと移住・定住相談事業を推進し、地域活性化に貢献する。
5. 各種協議会・審議会等に参加し、関係団体との連携を深める。
6. ながのNEXT部会（女性部会・青年部会）を開催し、次世代の育成を図る。
7. 業界の課題解決に向けた陳情・要望活動を行う。
8. 支部運営に必要なその他の事業を柔軟に実施する。

令和8年度 東信支部 一般会計 収支予算書

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 会費収入			
運営費交付金収入	1,000,000	0	運営費交付金 (各支部一律)
会費収入計	1,000,000	0	
(2) 補助金等収入			
入会金交付金収入	1,550,000	0	本店 10万円×15件 支店 5万円×1件 (過去3年分の入会者数による) (内訳 :旧佐久支部 100万円 旧上田支部 55万円)
研修業務助成金収入	810,000	0	行政懇談会助成金 35万円(内訳 :旧佐久支部 20万円 ・旧上田支部 15万円) 各種研修助成金 20万円 (各支部1回5万円上限2回) (内訳 :旧佐久支部 10万円 ・ 旧上田支部 10万円) 新入会員研修会 16万円 (新入会員数×1万円) 保証協会研修会助成金 10万円 (支部一律 5万円) (内訳 :旧佐久支部 5万円 ・ 旧上田支部 5万円)
その他助成金収入	3,210,000		移住交流・空き家対策助成金120万円(各支部上限60万円として使用分のみ) (内訳 :旧佐久支部 60万円 ・ 旧上田支部 60万円) NEXT部会活動助成金120万円(各支部上限60万円として使用分のみ) (内訳 :旧佐久支部 60万円 ・ 旧上田支部 60万円) 保証協会入会審査会費 31万円(本店 2万×15件 支店 1万円×1件) (内訳 :旧佐久支部 20万円 ・ 旧上田支部 10万円) 支部活性化事業費 50万円(上限50万円として使用分のみ)
補助金等収入計	5,570,000	0	
(3) 負担金収入			
その他負担金収入	1,200,000	0	人件費負担金
負担金収入計	1,200,000	0	
(4) 雑収入			
受取利息収入	10,000	0	預金利息
雑収入	30,000	0	売買契約書・重説表紙・電柱敷地料・ご祝儀
雑収入計	40,000	0	
事業活動収入計	7,810,000	0	
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出			
事業費支出			
総務財政委員会費支出	100,000	0	委員会 旅費日当・交通費・会議費
広報啓発委員会費支出	100,000	0	委員会 旅費日当・交通費・会議費 開業支援セミナー等
綱紀研修委員会費支出	100,000	0	委員会 旅費日当・交通費・会議費
情報提供委員会費支出	200,000	0	委員会 旅費日当・交通費・会議費
審査委員会費支出	650,000	0	審査会 旅費日当・交通費・会議費

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
研修会費支出	3,400,000	0	行政懇談会 30万円 新入会員研修会 10万円 移住交流事業費(移住セミナー・空き家相談) 120万円 各種研修会(NEXT部会研修会等) 130万円 支部活性化事業費 50万円
不動産無料相談所費支出	0	0	無料相談業務 ※本会負担
印刷費支出	30,000	0	不動産手帳・重説売買契約書表紙
啓発活動費支出	100,000	0	公益目的(移住事業等)・協賛金・広告費用 HP管理保守、ドメイン・サーバー料 ※本会負担
旅費交通費支出(事業)	234,000	0	公益事業、社会貢献事業に当たる日当・旅費交通費、一般交通費等 360,000円(65%)
通信運搬費支出(事業)	32,500	0	ケーブルビジョン通信料等 50,000円(65%) 電話代・インターネット回線使用料・郵送代(宅送・切手・ハガキ等)※本会負担
事務消耗品費支出(事業)	130,000	0	事務用品・コピー用紙代等 200,000円(65%) コピー代(大塚商会)※本会負担
事務機器賃借料支出(事業)	0	0	コピーリース代 ※本会負担
事務諸雑費支出(事業)	195,000	0	雑用品・振込手数料・会費等 300,000円(65%) パソコンセキュリティ※本会負担
事業費支出計	5,271,500	0	
(2) 管理費支出			
管理費支出			
総会費支出	1,700,000	0	総会会場費等 閉鎖総会90万、発足総会80万
役員会費支出	1,300,000	0	旧支部理事会(佐久・上田)、三役会2回、東信支部理事会3回
諸会議費支出	250,000	0	支部監査費 助成金 24,000円 旧支部監査会(佐久・上田)・東信支部監査会・NEXT部会会議・その他会議
渉外費支出	100,000	0	慶弔・義援金
負担金	1,200,000	0	人件費負担金
清掃費支出	0	0	※本会負担
図書費支出	110,000	0	税金の本・参考図書
修繕費支出	100,000	0	会館修繕
光熱費支出	0	0	電気・ガス・水道 ※本会負担
旅費交通費支出(管理)	126,000	0	公益事業、社会貢献事業に当たる日当・旅費交通費、一般交通費等 360,000円(35%)
通信運搬費支出(管理)	17,500	0	ケーブルビジョン通信料等 50,000円(35%) 電話代・インターネット回線使用料・郵送代(宅送・切手・ハガキ等)※本会負担
事務消耗品費支出(管理)	70,000	0	事務用品・コピー用紙代等 200,000円(35%) コピー代(大塚商会)※本会負担
事務機器賃借料支出(管理)	0	0	コピーリース代 ※本会負担
事務諸雑費支出(管理)	105,000	0	雑用品・振込手数料・会費等 300,000円(35%) パソコンセキュリティ※本会負担
管理費支出計	5,078,500	0	
事業活動支出計	10,350,000	0	
事業活動収支差額	△ 2,540,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	
投資活動収支差額	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	
財務活動収支差額	0	0	
Ⅳ 予備費支出	400,000	0	
当期収支差額	△ 2,940,000	0	
前期繰越収支差額	4,500,000	0	(内訳 :旧佐久支部340万円 ・ 旧上田支部110万円)
次期繰越収支差額	1,560,000	0	

※事業費の支出は50%以上であること。

収入が7,810,000円であることから、事業費が3,905,000円以上であれば、要件を満たします。